

政令第二百二十号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第十八号）

附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は令和五年十月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年七月一日とする。

理由

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。